

三楽園居宅介護支援事業所(介護予防支援事業) 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

事業の目的

医療法人久盛会三楽園居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護支援専門員が、介護保険法、老人保健法、健康保険等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できる支援の提供を目的とする。

1. 当法人の概要

法人名	医療法人久盛会
法人設立年月日	昭和38年1月7日
法人所在地	秋田市飯島字堀川84番地
電話番号	018-845-2161
ファックス番号	018-846-6942
法人設立年月日	昭和38年1月7日
代表者氏名	理事長 ミクレラン後藤 時子

2. 事業所の概要

事業所名	三楽園居宅介護支援事業所
所在地	秋田市飯島字堀川84番地20
事業者指定番号	秋田県 0570101790号
電話番号	018-857-3101
ファックス番号	018-857-3131
メールアドレス	sanraku@kyusei.or.jp
ホームページ	http://www.kyusei.or.jp/sanrakuen/
管理者	加藤 弥生
サービス提供地域	秋田市（雄和、河辺地区除く） 潟上市全域 男鹿市（船越、脇本地区）

3. 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	全般的総括	1名
主任介護支援専門員	介護支援業務	2名
介護支援専門員	介護支援業務	1名以上

4. 営業時間

区分	平日	土曜日	休業日
営業時間	8:30～17:00	8:30～13:00	日曜・祝日 12/30～1/2

5. サービス利用料

要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

介護予防支援（1ヶ月につき）

要支援1又は2 4,720単位

初回加算 300単位

※ 適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に介護予防サービス計画書を作成した場合）について評価する加算。

6. サービスの内容

当事業所では、指定介護予防支援として次のサービスを提供します。

(1) 「介護予防サービス・支援計画書」（以下「支援計画書」という。）の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者が何をしたいのか、どのような生活を送りたいのかといった要望等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等（以下「指定介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、支援計画書を作成します。

(2) 支援計画書の交付

指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当者」という。）は、支援計画書を作成した際には、支援計画書を利用者および当該計画に位置づけた指定介護予防サービス事業者等に交付します。

(3) 支援計画書作成後の便宜の供与

利用者およびその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、支援計画書の実施状況を把握します。

支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

担当者は、支援計画書に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請および要介護認定申請等に必要な援助を行います。

(4) 支援計画書の変更

利用者が支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、支援計画書を変更します。

7. 事故発生時の対応

指定介護予防支援の提供を行っている時に事故が発生した場合には、家族・医療機関への連絡等適切な措置を講じます。

指定介護予防支援の提供を行っている時に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 緊急時対応

指定介護予防支援の提供を行っている時に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡し指示を求める等の必要な措置を講じます。

9. 24時間連絡の対応

当事業所において利用者の相談に対応するため、24時間連絡可能な体制となっており電話連絡により必要な措置を講じます。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- (2) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定介護予防支援サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は介護予防支援サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。
- (3) 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる指定介護予防支援サービス計画原案を提示することはいたしません。
- (4) 指定介護予防支援サービス計画等の原案に位置付けた指定介護予防支援サービス等について、指定介護予防支援サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該介護予防支援サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

11. ハラスメント対策強化

- (1) 事業所は職員におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 発生時の対策のための定期的な会議の開催、積極的な研修などの参加に努めます。

12. 高齢者虐待防止について

- (1) 当法人のサービスを利用しているものに限らず、地域で生活している高齢者に関しても現に虐待を受けている高齢者、虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合には、速やかに地域包括支援センター等の高齢虐待対応窓口へ通報し高齢者が適切な支援を受けられるように努めます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会への参加、その結果について職員への周知徹底に努めます。
- (3) 当事業所職員に対し、虐待防止のための研修を、定期的で開催するものとします。

1 3. 感染症・災害対応について

- (1) 感染症や災害が発生した場合はであっても、利用者に必要なサービスが安定的かつ、継続的に提供される体制を構築できるよう、関係医療機関や、他事業所との連携を密に努めさせていただきます。
- (2) 業務継続に向けた計画を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って、必要な措置を講じるものとします。
- (3) 当事業所職員に周知するとともに、非常災害を想定した訓練などへの参加や必要な研修への積極的な参加に努めます。
- (4) 感染症の予防、まん延防止の為の対策を検討する研修などへの積極的な参加に努めます。

1 4. 苦情対応

- (1) 利用者は、提供した指定介護予防支援に苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された指定介護予防支援サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会および運営適正化委員会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- (3) 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として、何ら不利益な取扱いをすることはありません。

サービス内容に関する相談・要望・苦情窓口は次の通りです。

苦情・相談窓口	住 所	電話番号
三楽園居宅介護支援事業所 管理者 加藤 弥生	秋田市飯島字堀川84番地20	0 1 8 - 8 5 7 - 3 1 0 1
秋田市介護保険課	秋田市山王一丁目1番1号	0 1 8 - 8 8 8 - 5 6 7 4
男鹿市福祉事務所介護班	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0 1 8 5 - 2 4 - 9 1 1 9
潟上市高齢福祉課	潟上市天王字棒沼台226-1	0 1 8 - 8 5 3 - 5 3 2 3
秋田県国民健康 保険団体連合会	秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内4階	0 1 8 - 8 8 3 - 1 5 5 0
運営適正化委員会	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館	0 1 8 - 8 6 4 - 2 7 1 1

1 5. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 6. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合

を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。